

相互援助の手引き



～みんなで子育て～

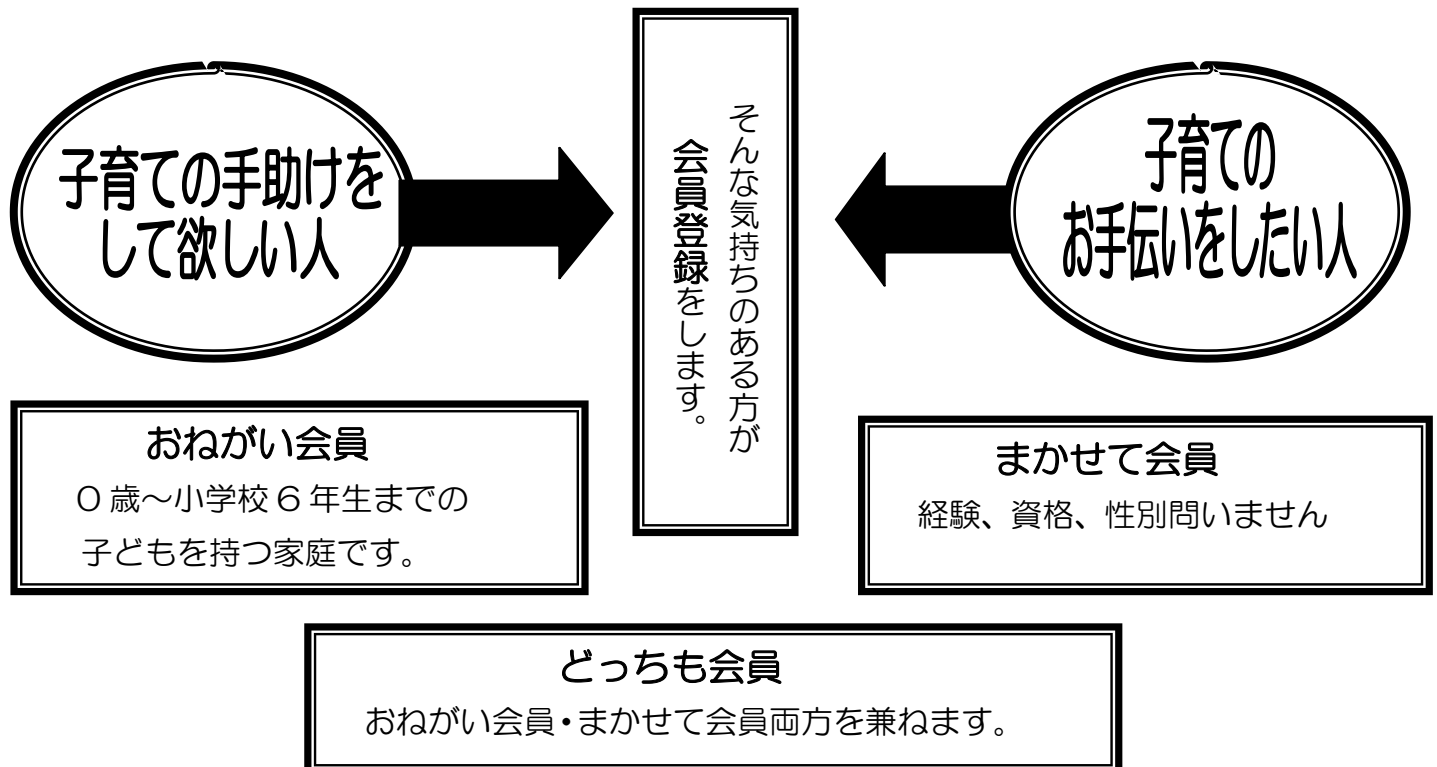
目 次

相互援助について	1
手助けできる内容・こんな援助を行います・会員心得	2
活動のながれ報酬について	3・4
報酬の基準について	5
補償保険制度について	6
松江市ファミリーサポートセンター会則	7・8
災害などによる緊急時に備えて・病児・病後児の預かりについて	9
緊急連絡先	10
安全チェックリスト	11

♡ 相互援助について ♡

●会員登録と会員の種類

まつえファミリーサポートセンターは会員同士がお互いに助けられたり、助けたりして育児の相互援助を行う組織です。



* 松江市内に在住又は在勤の方なら年齢、性別関係なく、どなたでも会員にれます。ただし、まかせて会員の方には講習会等を受けていただきます。

♡ 手助けできる内容 ♡

ファミリーサポートセンターで行う援助はあくまでも子どもへの急な対応、手不足を補うための援助ですから、輕易でかつ短期的、補助的なものに限りです。乳幼児の長時間、長期間の保育等は原則として行いません。

♡ こんな援助を行います ♡

- 保育施設の保育開始時間まで子どもを預かり及び送り
- 保育施設までの迎え及び子どもを預かり
- 学童保育終了後、お迎え及び子どもを預かり
- 学校の放課後の預かり
- 子どもが軽度の病気の場合等の預かり
- 子どもの習い事等の送迎
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- 買い物等外出の際の子どもの預かり

他にもセンターで認める範囲内でさまざまな援助を行います。

たとえば…

- ☆ 講演会を聴きに行きたい
- ☆ 病院に行きたい
- ☆ 美容院へ行きたい
- ☆ 上の子の参観等に行きたい etc

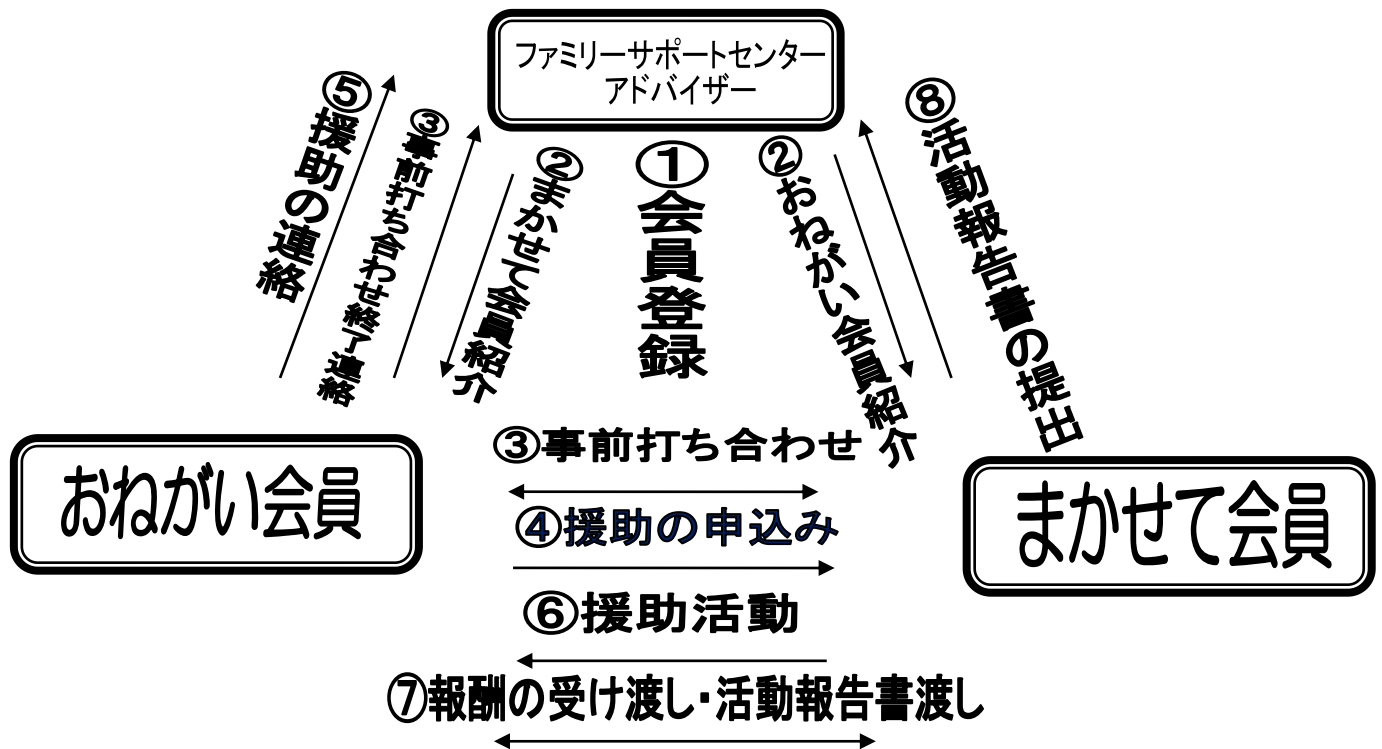
自分自身の時間を持つため、リフレッシュのためのお手伝いもできます。
このような援助をご希望の方は、いつでもセンターにご相談ください。

- ※ 子どもを預かる場合は原則としてまかせて会員の家庭において行います。ただし、まかせて会員とおねがい会員の間で合意のある場合には、児童館や地域の子育て支援センター等の施設、安全を確保出来る場所でも行う事ができます。
- ※ 援助活動は、早朝、夜間にわたることもありますが、原則として子どもの宿泊は行いません。
- ※ 相互援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決して下さい。

♡ 会員の心得 ♡

1. 本会の活動と趣旨の決まりを守りましょう。
2. お互いのプライバシーは守りましょう。
3. 約束した時間は必ず守りましょう。(開始・終了時間)
4. 活動中に事故が発生した場合は、すみやかにセンターに連絡して下さい。
5. 安全チェックリスト(6ページ)により、常に子どもの安全を確認してください。
6. 依頼した援助内容以外の仕事は要求しないでください。会員同士の助け合いですから、過度の期待、過度の負担を求めることはやめましょう。
7. 活動後は必ず活動報告書を作成してください。
8. センターへの活動依頼及び活動報告のない援助活動については、補償保険は適用されません。

♡ 援助活動のながれ ♡



① 会員登録 （入会金・会費等の負担はありません。）

- ・ センターへ来所（地域の子育て支援センターでも受付のみ出来ます。）
 ☆ システムの説明と入会手続きのため、30分程度時間が必要です。
- ・ 来所時に必要なもの
 - ★ご本人確認ができるもの（免許証など）
 - ★写真 会員になられる方（保護者）の顔写真（サイズ 横2cm×縦3cm）1枚
- ・ 開所日・時間 月～金曜日 9時～17時（入会受付は16時まで）
- ・ 休所日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

※ まかせて会員、どちらも会員になる方全員に、研修会・講習会・学習会等の受講のご案内をさせていただきます。（救急救命の講習は必須となりますので受講頂くようお願い致します。）

② 会員紹介

- ・ センターは、おねがい会員から援助依頼があったら、内容を伺い条件の合う、まかせて会員を紹介します。
- ※ 緊急の援助が必要になった場合には、引き受けてくれるまかせて会員が見つかりにくいことがあります。援助の申込みはできるだけ早くしましょう。

③ 事前打ち合わせ

- ・ おねがい会員はセンターから紹介された、まかせて会員に連絡して、お互い都合のよい日程で事前打ち合わせを行って下さい。
- ・ おねがい会員が記入した《事前打ち合わせ用紙》を参考に、援助の内容、場所、報告書の受け渡し方法、緊急時の連絡方法等を充分話しあって下さい。
- ・ おねがい会員は、事前打ち合わせ終了後センターに連絡して下さい。

④ 援助の申込み

- おねがい会員は、援助が必要になった場合、事前打ち合わせが終了している、まかせて会員に申込みしてください。
- まかせて会員は、紹介されたおねがい会員から援助依頼があった場合は、可能な限り援助の協力をお願いします。援助依頼は強制ではないので都合が悪い場合は、遠慮なくその旨をお伝え下さい。
- おねがい会員は紹介された、まかせて会員の都合が付かず、援助が必要な場合は、センターに連絡して、別のまかせて会員の紹介を受けて下さい。
- 援助が不要になった場合は、キャンセル連絡をまかせて会員とセンターに連絡して下さい。

⑤ 援助の連絡

- おねがい会員は、まかせて会員に援助を受けて頂けたらセンターに必ず連絡して下さい。(援助日時・援助を受けるお子様の名前・まかせて会員の氏名・内容)
※ センター閉所時は、留守電又は、FAX に入れて下さい。

⑥ 援助活動

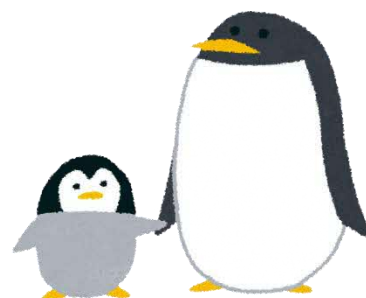
- まかせて会員は、「安全チェックリスト」(P. 6)を活用し安全な活動を心がけて下さい。

⑦ 報酬の受け渡しと活動報告書

- まかせて会員は活動終了後、活動報告書(3 枚複写)を記入し、おねがい会員に渡します。
- おねがい会員は、報告書の内容を確認し、サインをしてまかせて会員に報酬を支払います。報酬の受け渡しが完了した証に、活動報告書の「おねがい会員用」を受け取ります。
★ 報酬の受け渡しについては、センターは取り次ぎません。

⑧ 活動報告書の提出

- まかせて会員は、活動報告書の「ファミリーサポートセンター用」を翌月の 5 日までにセンターへ提出して下さい。(地域の支援センターへ持参、郵送でも可)



♡ 報酬の基準について ♡

1. まかせて会員への報酬の基準は次の通りです。
 (松江市ファミリーサポートセンター会則第10条)
 ★子ども1人につき30分あたりの基準額

月曜日～金曜日(7:00～19:00)	300円
上記以外の時間及び土曜・日曜・祝日・年末年始	400円
病児・病後児保育等	400円

※まかせて会員が自宅を出てから自宅へ帰るまでが援助活動時間です。

※複数の子ども(兄弟・姉妹)を同時に援助活動した場合は、2人目以降にかかる報酬額が、半額となります。
 (半額となった報酬額については、「まかせて会員」からの申請により市から補助金を交付します。)

2. 利用料金(報酬)の助成制度
 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、ひとり親世帯の方には、利用料(報酬)の助成制度(40時間分まで)があります。(松江市に住民登録をしている方に限ります。)詳しくは、ホームページをご覧ください。



二次元バーコード

3. 取消料については次の通りおねがい会員が支払ってください。
 - ◆ 前日までの取消・・・無 料
 - ◆ 当 日 取 消・・・基準により算定された報酬額の50%
 - ◆ 無 断 取 消・・・全 額
4. 食事代等については基本的には食事(ミルク)・おやつ・おむつ等はおねがい会員が用意してください。ただし、おねがい会員がまかせて会員に準備を依頼した場合や必要が生じた場合は実費を支払ってください。※おおまかな目安として1食300円程度とします。
5. 交通費についてはおねがい会員が実費を支払います。

♡ 補償保険制度について ♡

万一の事故に備えて、会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子ども傷害保険」の3つの保険に加入することになります。掛け金の自己負担はありません

1. 依頼子ども傷害保険

依頼会員の子どものが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サービス提供者の過失の有無にかかわらず補償する。

(保証例)

- ・子どもが階段から落ち、けがをした。

事 由	補 償 額	そ の 他
死 亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により300万～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	1事故について180日を限度
手 術	3,000円×10倍（入院中） または5倍（入院中以外）	事故日より180日以内に受けた手術 1事故につき1回の手術のみ
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日を限度

2. サービス提供会員傷害保険

提供会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と保育を受ける子ども宅や保育所等への往復途上[自宅と通常の経路]において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った時に補償する。

(補償例)

- ・まかせて会員が子どもの食事を調理中、やけどをした。
- ・まかせて会員が子どもを預かりに行く途中、自動車事故があつてけがをした。

事 由	補 償 額	そ の 他
死 亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	1事故について180日を限度
手 術	3,000円×10倍（入院中） または5倍（入院中以外）	事故日より180日以内に受けた手術 1事故につき1回の手術のみ
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日を限度

3. 賠償責任保険

保育サービス提供中の監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者（依頼会員の子どもの含む他人。なお、サービス提供会員と同居の親族を除く）の身体傷害または財物損壊について、法律上の賠償責任が生じた場合にサービス提供会員が負担する賠償金等を補償する。

（自動車による事故はこの保険の対象ではありません。）

(補償例)

- ・まかせて会員の不注意でお湯がこぼれ子どもにおおやけどをさせてしまった事により賠償請求を受けた場合。
- ・まかせて会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で子どもが食中毒を起こしたり、やけどを負ったりした事により賠償請求を受けた場合。

※お見舞金制度があります。サービス利用者も子どもが、サービス提供者宅の財物を破損したりサービス提供者の子どもにけがをさせた場合、またサービス提供者の運転ミスで自分または他者の車を傷つけた場合等に、サービス提供者に対して御見舞金をお支払いします。（1活動につき1回）

事 由		補 償 額
対 人	1名につき	2億円
	1事故につき	2億円
対 物	1事故につき	500万

松江市ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は本部をまつえファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）とする。

(事務所)

第2条 センターは、事務所の本部を松江市乃白町 32 番地 2 に置く。

(目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(会員)

第4条 センターの会員は次のとおりとする。

- (1) まかせて会員 援助活動を行う会員
- (2) おねがい会員 援助活動を受ける会員（0 歳から 6 年生までの子どもを持つ家庭に限る。）
- (3) どちらも会員 まかせて会員及びおねがい会員を兼ねた会員

(入会等)

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の申込書（様式第 1 号）を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 センターは前項の承認を受けた会員に対し、会員証（様式第 2 号）を発行する。

3 会員は、入会してから、センターの実施する講習を受けなければならない。

4 会員は、援助活動の実施に当たりこの会則を遵守しなければならない。

5 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害し、及び秘密を漏らしてはならない。

(保険)

第6条 会員は、入会と同時にファミリーサポートセンター補償保険に自動的に一括加入する。

2 会員は、自家用車を援助活動の提供に使用する場合には、対人賠償無制限及び対物賠償 1,000 万円以上の任意保険に加入しなければならない。

3 センターは、自動車事故での賠償に関わる責任は負わないものとする。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする会員は、その旨をセンターに届け出なければならない。

2 会員は、退会に際して、第 5 条第 2 項の規定により発行された会員証を返還しなければならない。

(援助活動の内容)

第8条 援助活動は、恒常的又は臨時的な次のものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時までの児童を預かり及び送ること。
- (2) 保育施設までの迎え及び帰宅後の児童を預かること。
- (3) 学童保育終了後、児童を預かること。
- (4) 学校の放課後、児童を預かること。
- (5) 児童が軽度の病気の場合等、臨時的、突発的に終日児童を預かること。
- (6) 冠婚葬祭や他の児童の学校行事の際、児童を預かること。
- (7) 買い物等外出の際、児童を預かること。
- (8) その他会員の育児に関して必要な援助

2 児童を預かる場合は、原則として援助活動を提供する会員の家庭において行うものとする。ただし、援助活動を提供する会員と援助活動を依頼する会員との間で合意がある場合は、この限りではない。

3 援助活動は早朝から夜間まで実施して差し支えないが、原則として児童の宿泊は行わないものとする。

（援助活動の実施方法）

- 第 9 条 会員は援助活動を必要とする場合には、センターに対して援助活動の依頼の申込みをするものとする。
- 2 アドバイザーは、前項の規定による援助活動の依頼があった場合は、援助活動の内容、実施日時等を詳細に確認の上、適切に援助活動を提供することができる会員を選考して連絡するものとする。
- 3 援助活動を依頼した会員は、第 1 項による援助依頼の内容以外の援助を求めてはならない。
- 4 援助活動を提供した会員は、援助活動の実施後、援助活動報告書（様式第 3 号）を記入し、援助活動を依頼した会員の確認印を受けなければならない。
- 5 援助活動を提供した会員は前項の援助活動報告書を 1 か月に 1 回、翌月 5 日までにセンターに報告するものとする。

（報酬）

- 第 10 条 援助活動を依頼した会員は、援助活動を提供した会員に対し、当該援助の終了後、別表に定める報酬を支払わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、提供会員が依頼会員の児童を兄弟姉妹で複数同時に援助活動した場合の 2 人目以降に係る報酬の額は、別表に定める額の半額とする。

（雑則）

- 第 11 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 5 月 30 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 10 条関係）

子ども 1 人につき 30 分当たりの基準額

※＜昼間＞とは、7：00～19：00 の時間とする。

一般 保 育	昼 間	300 円
	早 朝・夜 間	400 円
	土曜・日曜・祝日	400 円
病 児 保 育		400 円

♡ 災害などによる緊急時に備えて ♡

- ☆ 地震・台風・洪水などの災害による緊急事態を想定し会員同士でお互いの緊急連絡先を複数(携帯・自宅・職場・保育所)確認しておきましょう。また、その時の対応を話しあっておきましょう。
- ☆ サポート中に災害が起こった場合、まかせて会員は、責任を持って子どもを預かってください。
- ※電話がつかない場合は、災害用伝言ダイヤル117や携帯電話各社の伝言サービス等の活用も有効です。
- ※ファミサポ補償保険は地震や洪水等によって被った傷害や被害は、免責となる場合があります。くれぐれも安全に留意してください。

♡ 病児・病後児の預かりについて ♡

軽い発熱、回復期などでまかせて会員さんが対応できる場合サポートします。

おねがい会員さんへ

- 保護者が病院受診をしてから依頼しましょう。「病児・病後児依頼連絡票」をまかせて会員へ提出してください。
- 医療機関で処方された薬に限り、投薬の依頼をすることができます。「投薬依頼書」をまかせて会員へ提出して下さい。
- インフルエンザやノロウィルスといった感染症の場合(疑われる場合も含む)や病気やケガの症状が重い場合は、サポートを依頼する事が出来ません。
- 急な発熱、体調不良の場合の保育園等のお迎えは出来ません。

まかせて会員さんへ

- 病児のサポートは、「病児・病後児あずかり会員養成講座」の9項目24時間の講習をすべて受けていないと引き受けることはできません。いつもサポートしている子どもさんでも同様です。
- 病児・病後児のサポートの依頼があった時には、必ず医療機関への受診の有無を確認し、「病児・病後児依頼連絡票」を受け取って下さい。サポートが難しいと思われる場合は、無理に引き受けしないでください。
- 投薬の依頼は「投薬依頼書」の提出があった方のみ引き受けて下さい。
- インフルエンザやノロウィルスといった感染症の場合(疑われる場合も含む)や病気が重い場合は、サポートを引き受けることはできません。
- 急な発熱、体調不良の場合の保育園等のお迎えのサポートを引き受けることはできません。

※ご不明な点はお問い合わせ下さい。

緊急時の連絡先

■ センター開所時

- 月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）

9:00～17:00 まつえファミリーサポートセンター

TEL 0852-32-0850

〔 8:30～9:00
17:00～17:15 〕

こども家庭支援課

（TEL 0852-60-8141）でも可

■ センター閉所時

- 土曜・日曜・祝日・年末年始
- 夜間

松江市役所代表電話 TEL 0852-55-5555

- ・ 上記の時間には、市役所当直室につながります。
- ・ こども家庭支援課長に連絡をとって欲しいと頼んで下さい。
- ・ その時次の事を伝えて下さい。
 1. あなたの氏名・電話番号
 2. ファミリーサポートセンターの会員である事
 3. 発生した事を大まかに。（例えば「自動車事故を起こしたので連絡を取りたい。」など）
- ・ こども家庭支援課長又は代理職員が、あなたに電話をかけますのでお待ち下さい。

♡ 安全チェックリスト ♡

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。 ☐
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。 ☐
3. 依頼会員の緊急連絡先（職場など）を控えていますか。 ☐
4. 子どもをソファやベッドなど高いところに寝かせる場合は、目を離さないようにしていますか。転倒防止のための対策はとっていますか。 ☐
5. 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないような対策がしてありますか。 ☐
6. ドアがバタンと閉まらないような対策をしていますか。 ☐
7. タバコ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
8. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもがのみ込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
9. ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
10. 熱いお茶・ポット・鍋・アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
11. 暖房としてストーブやファンヒーターを使う際、やけどに気をつけていますか。 ☐
12. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では入らないような対策をしていますか。 ☐
13. ベランダや窓の側の踏み台となるような物を片付けましたか。ひとりで出ないよう鍵をかけましたか。 ☐
14. 自動車の中に子どもを一人にしておくことがないようにしていますか。 ☐
15. 自動車に乗せるときは、チャイルドシートを使用して、ドアやパワーウィンドをロックしますか。 ☐
16. 屋外に出るときは、側にいて子どもから目を離さないようにしていますか。 ☐
17. 子どもの遊び場、特に道路で遊ばないように安全について注意していますか。 ☐
18. おもちゃの安全について注意していますか。 ☐
19. ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、届かない高さでくくってありますか。 ☐





まつえファミリーサポートセンター

**TEL&FAX(0852)32-0850
〒690-0045 松江市乃白町32番地2
松江市保健福祉総合センター内**



(2023 年 7 月改正)